

神奈川県高校生等奨学給付金 (家計急変世帯対象給付・国公立)

～授業料以外の教育費に活用していただく返還不要の給付金です～
家計急変により保護者の収入が激減した世帯が対象です

1 申請できる方 次の要件のすべてを満たす必要があります。

(1) 家計急変による経済的理由から、世帯の年収見込が住民税所得割非課税世帯に相当すると認められること。

<住民税所得割非課税世帯に相当する年収見込の例> ※この例に該当しない場合はお問合せください。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
①年収見込 (自営業)	1,250,000円以下	1,370,000円以下	1,720,000円以下	2,070,000円以下	2,420,000円以下
②年収見込 (給与所得者)	2,042,857円未満	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満	3,700,000円未満

- 自営業の場合は、家計急変後、1年間の年収見込(売上ー必要経費)が①に該当すること。
- 給与所得者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込(交通費手当を除く給与収入)が②に該当すること。
- 保護者全員の令和2年度の住民税の所得割が非課税である世帯、または令和2年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護(生業扶助)を受給している世帯は通常申請でお申込みください。

(2) 保護者の方が基準日に神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。

(3) 対象となる高校生等が基準日に高等学校等に在籍していること。

- 高等学校等とは、高等学校(別科を除く。)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。※高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科を含みます。
- 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。

◆ 基準日

令和2年6月30日までに家計が急変した場合は、令和2年7月1日が基準日となります。

令和2年7月1日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月(家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月)の1日が基準日となります。

2 申請期限 令和2年12月15日(火)

- 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。
- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請した月の2箇月後の末頃を予定 (例)7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

4 申請書提出先

基準日現在に在学する(していた)学校の事務室

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します

- 授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等）に係る費用に対して支給しますので、学校納付金に未済がある場合は、奨学給付金支給額を未済額に充当します。
- 授業料以外に学校へ納付するPTA会費等の納付金に未済がないことについて学校長の確認が必要となります。

6 支給額

世帯区分、在学する学校の課程及び家計急変の発生した日により支給額が異なります。「給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

- 対象となる高校生等1人あたりの給付額（※）

※ 7月以降に家計急変した場合は、基準日以降の月数に応じた月割額

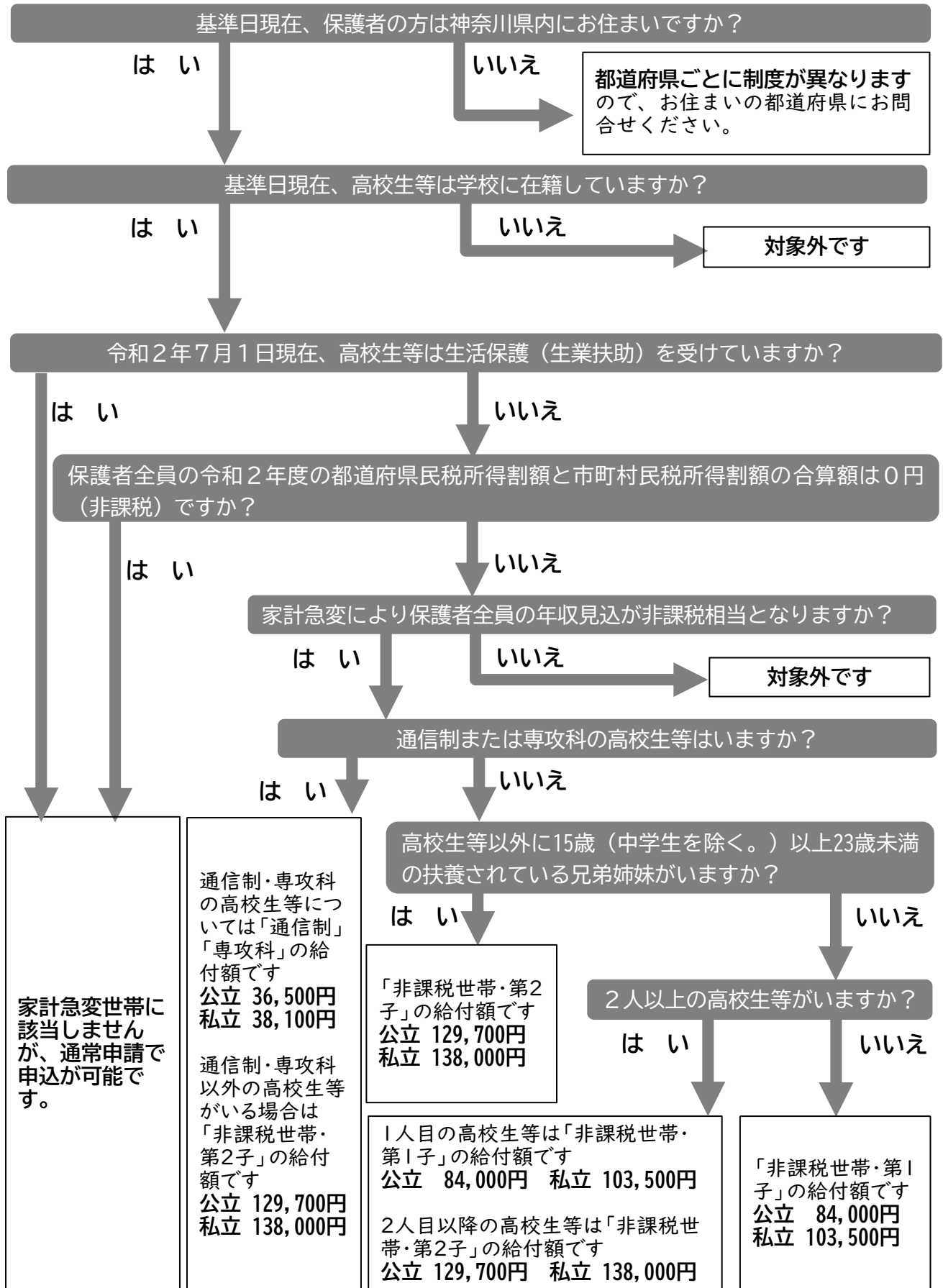
世帯区分		全日制 定時制	通信制	専攻科
15歳以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹が	いない	84,000円	36,500円	36,500円
	いる	129,700円		

7 提出書類

提出前に記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください
不備があると支給が遅くなります

- (1) 高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書
- (2) 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等のコピー）
振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別（普通口座又は貯蓄口座）、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の通帳のコピーを提出してください（通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。）
- (3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（次の書類のいずれか）
 - ① 離職票、② 雇用保険受給資格者証、③ 解雇通告書、④ 破産宣告通知書、⑤ 廃業等届出
 - ⑥ 家計急変理由書（県様式）
- (4) 家計急変前の収入を証明する書類（次の書類のいずれか）
 - ① 直近の市町村民税・県民税 課税証明書（コピー可）、② 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー、③ 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー
- (5) 家計急変後の収入を証明する書類（次の書類のいずれか）
 - ① 会社作成の給与見込（3か月分）、② 直近の給与明細（3か月分）、③ 税理士又は公認会計士の作成した証明書類（3か月分）、④ 収入申告書（県様式・自営業の方）
- (6) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類（①と②の書類両方）
 - ① 実情調査書（県様式）、② 扶養親族分の健康保険証のコピー または 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書
- (7) 対象となる高校生等の健康保険証のコピー
※ (6)の②で健康保険証を提出する場合、重複して提出する必要はありません。
- (8) 兄弟姉妹の健康保険証のコピー（次の条件に該当する場合のみ）
基準日現在、対象となる高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹を申請者が扶養している場合は提出してください。
※ (6)の②で健康保険証を提出する場合、重複して提出する必要はありません。

高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象）給付対象者及び給付額確認シート



◆上記の単価は年額の例です。7月以降に家計急変した場合は、基準日以降の月数に応じた月割額となりますので上記の単価とは異なりとなります。